

# 旅券等運送業務委託契約書（案）

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、旅券等運送業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

## （契約の目的）

- 第1条 甲は、本契約書および別紙「旅券等運送業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。
- 2 乙は、委託業務を履行期間内に履行し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

## （善管注意義務）

- 第2条 乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善良な管理者の注意をもってしなければならない。

## （履行期間）

- 第3条 履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （委託料）

- 第4条 委託業務に対する委託料は、一往復当たりの単価 金 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税および地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_ 円）に委託業務実施日数を乗じて得た額を支払うものとする。

## （契約保証金）

- 第5条 契約保証金は、免除する。

## （検査）

- 第6条 乙は、委託業務を実施した日ごとに、実施した業務内容の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、乙に対して、業務の実施状況およびその結果について調査し、または報告を求めることができる。

## （委託料の支払）

- 第7条 第4条の委託料の支払は月払とし、乙は、前条の検査に合格した委託業務実施日数分について、委託業務実施の翌月に甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰す理由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合は、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する

法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

4 前金払および部分払は、これを行わない。

（権利義務の譲渡禁止）

第 8 条 乙は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第 9 条 甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合は、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

2 乙は、運送に当たり第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 10 条 第 6 条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から 1 年以内に乙に対して通知した場合に限る。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前 2 項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

（契約内容の変更）

第 11 条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または委託業務の履行を中止させることができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

（甲の解除権）

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約の履行期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。

(3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 乙が、本契約の入札等に当たり、談合その他の不正行為をしたとき。

(5) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）または契約条項に違反したとき。

2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

#### （乙の解除権）

第 13 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 第 11 条の規定により、甲が成果物の納入または委託業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が 3 か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の 2 分の 1 以上に及ぶとき。

(2) 第 11 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、委託料の総額が 3 分の 2 以上減少することとなるとき。

(3) 甲が契約に違反したため、委託業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生するときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

#### （契約解除の場合における既履行部分の取扱い）

第 14 条 第 12 条第 1 項または前条第 1 項の規定により契約を解除した場合において、

委託業務の履行部分があるときは、甲は、当該既履行部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

(再委託の禁止)

第 15 条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(業務実施体制)

第 16 条 乙は、委託業務の実施に係る責任者および従事者を定めて実施体制を確立するものとし、責任者および従事者の氏名その他の必要事項を明記した実施体制表を甲に提出するものとする。また、実施体制に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

(従事者に対する指揮命令)

第 17 条 委託業務の遂行に係る乙の従事者（責任者を含む。以下同じ。）に対する指示、労務管理・安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

(検査、監督等)

第 18 条 甲は、必要があると認める場合は、乙の委託業務に対する検査、監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、委託業務の処理に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「別記特記事項」という。）を守り、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第 20 条 乙は、委託業務の遂行上知り得た秘密を、一切、第三者に漏らしてはならない。なお、委託業務終了後も同様とする。

2 乙は、従事者に対して本契約書に定める事項を十分に説明し、秘密情報保持についての教育を徹底すること。

(運行行程表の作成および変更)

第 21 条 乙は、交通事情、所要時間等を考慮して走行経路を決定し、運行行程表を作成して甲に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(到着時刻の遅延)

第 22 条 乙は、運行管理に万全を期し、やむを得ない理由により遅延するおそれがある

ときは、直ちにその旨を甲に連絡するものとする。

(注意義務)

第 23 条 乙は、本契約により運送される物品が盗難にあい、紛失し、または損傷しないように運送に当たるものとする。

(事故発生 of 報告)

第 24 条 乙は、運送に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。

- (1) 天災、交通事故その他やむを得ない理由により運送に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。
- (2) 物品が盗難にあい、紛失し、または損傷したとき。

(誓約)

第 25 条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(平成 23 年滋賀県条例第 13 号)の趣旨に則り、第 12 条第 1 項第 5 号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 26 条 乙は、本契約の履行に当たり第 12 条第 1 項第 5 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令等の遵守)

第 27 条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第 28 条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約費用)

第 29 条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(自動車の使用)

第 30 条 乙は、委託業務の履行に係る自動車の使用に当たっては、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

第 31 条 本契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則その他の法令の定めるところによる。

- 2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。
- 3 本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持するものとする。

令和8年4月1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙 ○○○○  
○○○○  
○○○○

## 個人情報取扱特記事項

**第1** 乙（受託者）は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

**第2** 乙（受託者）は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

（再委託の禁止）

**第3** 乙（受託者）は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。

（安全確保の措置）

**第4** 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために甲（発注者）から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙（受託者）自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

（取得の制限）

**第5** 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外使用および提供の禁止）

**第6** 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

**第7** 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために甲（発注者）から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲（発注者）の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

（資料等の返還等）

**第8** 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために甲（発注者）から引き渡され、または乙（受託者）自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲（発注者）の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

（委託業務に従事する者への周知および監督）

**第9** 乙（受託者）は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個

個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

- 2 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（調査および報告）

**第 10** 甲（発注者）は、乙（受託者）がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

- 2 乙（受託者）は、甲（発注者）の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（指示）

**第 11** 甲（発注者）は、乙（受託者）がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙（受託者）に対して必要な指示を行うことができる。

（事故発生の報告）

**第 12** 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲（発注者）に報告し、その指示に従わなければならない。

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。